

東三河森林計画区  
第四次地域管理経営計画  
第二次変更計画書

[変更年月 平成27年3月]

計画期間 自 平成25年4月1日  
至 平成30年3月31日

中部森林管理局

目 次

I	変更事由	1
1	主要事業の実施に関する事項の変更について	
	・ 伐採総量・更新総量	
	・ 林道の開設及び改良総量	
II	変更事項	1
1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
	(4) 主要事業の実施に関する事項	
	ア 伐採総量	
	イ 更新総量	
	エ 林道の開設及び改良総量	

I 変更事由

1 主要事業の実施に関する変更について

・総伐採量・更新総量

公益的機能の維持増進及び地球温暖化における森林吸収源対策に必要な事業を実行するため、事業量の変更をする。

・林道の開設及び改良総量

林内路網の整備を促進し森林整備の推進を図るため、林道の整備に関する事項を変更する。

II 変更事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

ア 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>・ha)

区分	主伐	間伐	計	
計	97,682 《14,954》	64,618 (656)	162,300	変更後
	73,024 《14,267》	59,276 (602)	132,300	変更前

注1：( )は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値(うち数)である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計	
計	224	—	224	変更後
	177	—	177	変更前

エ 林道の開設及び改良総量

区分	開設		改良		
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)	
計	11	13,033	35	745	変更後
	10	12,433	35	745	変更前

